介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス 種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所 電話	事業所 FAX	状態	変更 年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3760390058		社会福祉法人若竹会訪 問看護ステーションわ かたけ		香川県坂出市築港町1丁 目5-35 ベルトピア II 408	0877-85- 3195	0877-85- 3196	廃止	2020/9/30	社会福祉法人若竹会	香川県坂出市川津町 1826番地19	河崎 春海	理事長
	介護予防訪問看護						発工					